

#### 4 . 参考資料

- ( 1 ) 県民の参画と協働の推進に関する条例
- ( 2 ) 地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画の構成
- ( 3 ) 参画と協働のチャンネルと組み合わせについて

# (1) 県民の参画と協働の推進に関する条例

## 県民の参画と協働の推進に関する条例 (平成14年兵庫県条例第57号)

### 目次

- 前文
- 第1章 総則 (第1条 - 第5条)
- 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現 (第6条 - 第7条)
- 第3章 参画と協働による県行政の推進 (第8条 - 第10条)
- 第4章 雑則 (第11条 - 第12条)
- 附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形で県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったこと、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められている。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (参画と協働の意義)

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者(以下「県民」という。)の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

#### (参画と協働による地域社会の共同利益の実現)

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動(以下「地域づくり活動」という。)は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

#### (参画と協働による県行政の推進)

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

#### (県民の役割)

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

#### (県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

### 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

#### (地域づくり活動に対する支援)

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。
- (2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- (3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針(以下「地域づくり活動支援指針」という。)を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。(登録)

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### 第3章 参画と協働による県行政の推進

#### (県行政における参画と協働の推進)

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動を共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画(以下「県行政参画・協働推進計画」という。)を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

#### (委員の公募)

第9条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員(以下「委員」という。)を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見に反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。(推進員等)

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職(以下「推進員等」という。)を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

#### (年次報告)

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

#### (補則)

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

#### 附則

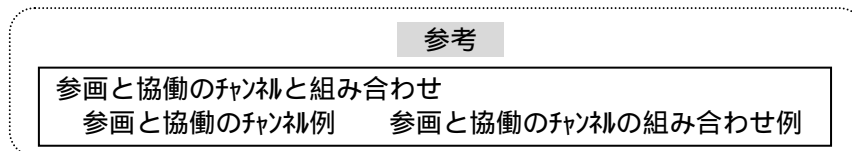
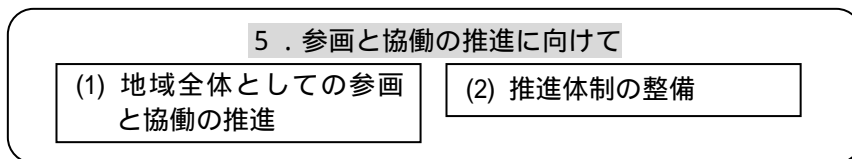
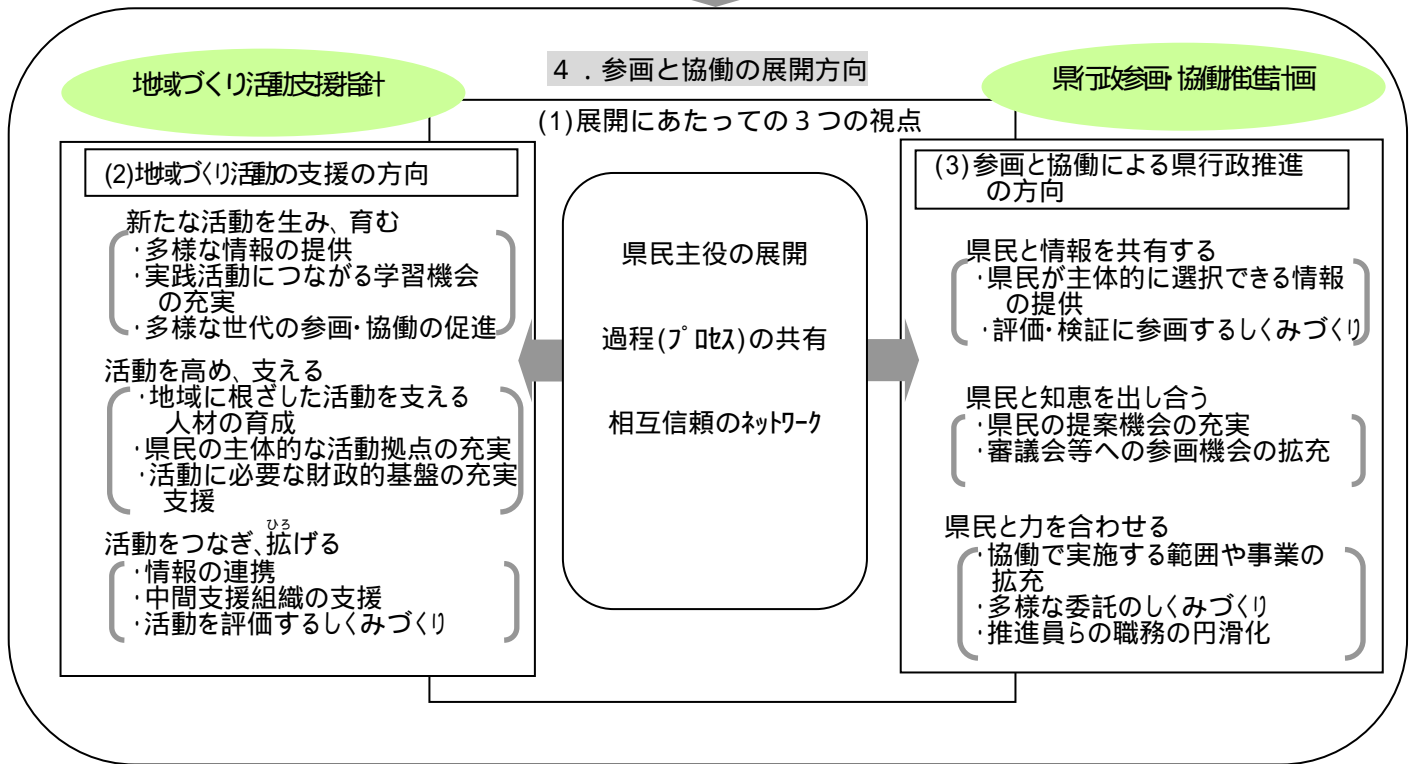
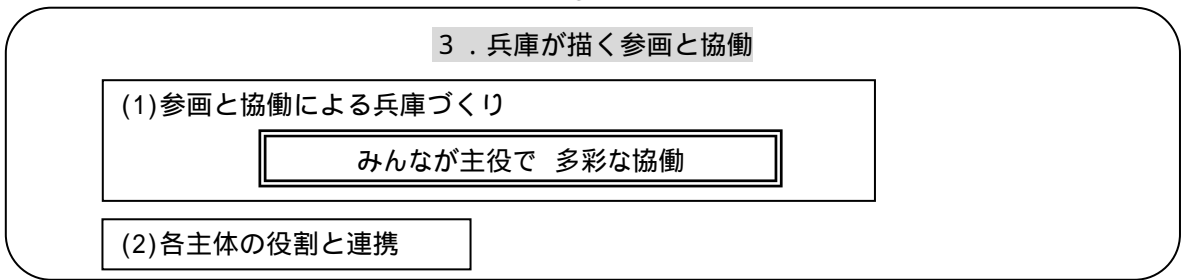
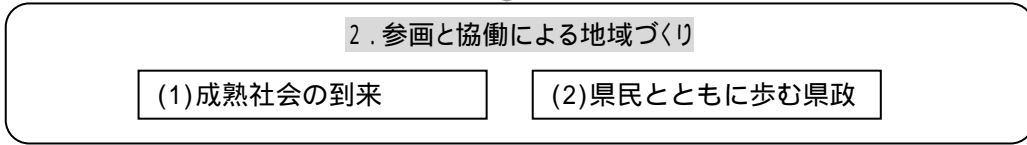
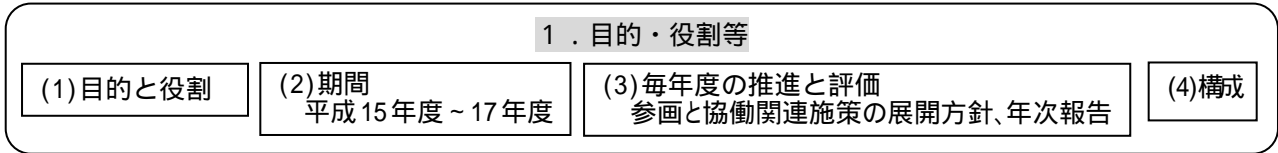
##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(検証)  
2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則(平成15年兵庫県規則第6号)」により、平成15年4月1日から施行しています。

(2) 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の構成



### (3) 参画と協働のチャンネルと組み合わせについて

(「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」から抜粋)

県民の参画と協働のスタイルは、テーマや課題、分野、取り組み内容、性質に応じて多種・多様なので、それらに応じて参画と協働のチャンネルを適切に組み込んで、的確かつ柔軟に運用していくことが不可欠です。特に、参画と協働による県行政を推進するためには、具体的な施策・事業ごとに、その特性に応じて創意工夫をこらし、参画と協働のチャンネルを適切に組み合わせる必要があります。

これらの参考とするため、県民や県行政が参画と協働の取り組みを展開するにあたって活用できる参画と協働のチャンネルのメニュー（「参画と協働のチャンネル例」と、参画と協働のチャンネルを組み合わせた実施フロー（「参画と協働のチャンネルの組み合わせ例」）を例示します。

で例示する実施フローは、今後、具体的な施策・事業を推進するなかで、関係機関との協議・調整や県民の評価を受けながら、常に検証を行い精度を高めていくものです。

#### 参画と協働のチャンネル例

チャンネル	内 容
情報公開	
公文書の公開	情報公開条例に基づき、公文書等を公開する。
情報開示	事業の概況や会計状況等を公開する。
情報提供	
広報	各種メディア(印刷、電波・映像、インターネット)を活用して、情報を発信する。
説明会	広く県民の参加を求め、事業に関して説明する。
見学会	広く県民の参加を求め、県立施設や施設予定地等を見学する。
広聴	
アンケート	特定のテーマについて、広く県民の意見、要望を聴く。
相談	地域での困りごとや不安等について県民と話し合い、解決策を探る。
意見・提案	各種のツール(電話、手紙、電子メール等)を活用して、広く県民の意見・提案を聴く。
学習	
シンポジウム、セミナー	多数の県民が参加し、特定課題等について見識を深める機会を提供する。
大会、交流会	特定のテーマの関係者に参加を求め、交流を深める。
キャンペーン	特定の問題について県民が理解を深め、実践するための機会をつくる。
講座、講習	基礎的・専門的知識や趣味について学ぶ機会を提供する。

チャンネル	内 容
顕彰	
表彰	県民の主体的な行動を顕彰し、一層の活躍を期待する。
協議	
審議会、委員会	各種課題について学識経験者、各種団体、公募委員等が議論・検討を行う。
協議会、運営委員会、連絡会議	各種課題や計画立案、事業企画等について広く関係者により協議を行う。
意見交換	
フォーラム	広く県民の参加を求め、計画立案や課題解決に向けて意見交換を行う。
ワークショップ	県民が協働作業を通じ、互いの考えや違いを認識し、前向きな意見を引き出しながら提案をまとめる。
地域集会	県民と行政が、さまざまな問題点や新たな地域情報を交換しながら対話する。
研修会	特定のテーマについて県民や関係者が互いに学び合う。
住民会議	会議の目的に応じて茶話会、集会など多様な形式を設定し、話し合う。
意見、提言	
公聴会、ヒアリング	課題解決に向けて県民の意見を聴く。
パブリック・コメント	各種計画等について県民意見を募集する。
モニター	県の施策、課題等について意見、感想を述べる。
アドバイザー	各種課題についてその分野の有識者に知恵を求めたり、意見交換を行う。
事業の企画・協働	
共催、共同実施、運営参加	各種行事・イベントについて多様な主体が協力し、企画、運営する。
実行委員会	各種行事・イベントの企画・実行組織へ県民の主体的な参画を求める。
アドプトシステム	県民が、公共空間を維持管理する。
県民の主体的活動	
ボランティア活動	事業実施にあたって県民が主体的に協働する。団体等が行政と協働して事業を実施する。
ワークショップ	広く県民の参加を求め、実践活動を展開する。
相互扶助、共済制度	関係者が生活を互いに支え合うしくみを運営する。
地域通貨	特定の地域のみで使える通貨を活用して、地域振興や福祉、環境、文化、教育などに関連するコミュニティ活動を促進する。
コミュニティ・ビジネス	県民がビジネスとして地域の課題解決に取り組み、コミュニティ活動と地域経済の活性化を図る。

チャンネル	内 容
委託	
外部委託(アウトソーシング)	多彩な活力を発揮してもらうため、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して効果的・効率的に提供できるものについて、県民に事業の運営等を委ねる。
P F I	民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して、公共施設の整備、維持管理、運営等を行う。
ネットワークづくり	
グループ支援、連携	地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、各主体が交流したり、活動にともに取り組む。
コーディネート	地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、県民の主体的な活動を連携・調整する。
担い手づくり	
推進員など	県行政の推進について一定の役割を委嘱する。
人材バンク、人材データベース	さまざまな能力をもつ県民を登録し、県民が活動する機会を提供する。
サポーター、オーナー制度、会員制度	県民が地域づくりの担い手となるしくみを運用する。
指標、目標値	県行政の達成状況を評価する。事業等の進捗状況や目標の達成状況を評価する。
監査	行政の事務の執行を検査する。
外部評価	外部から事業の成果等を評価する。
公開審査会、報告会	補助等にあたって公開して審査や報告を行い、県民とともに考える機会を設ける。

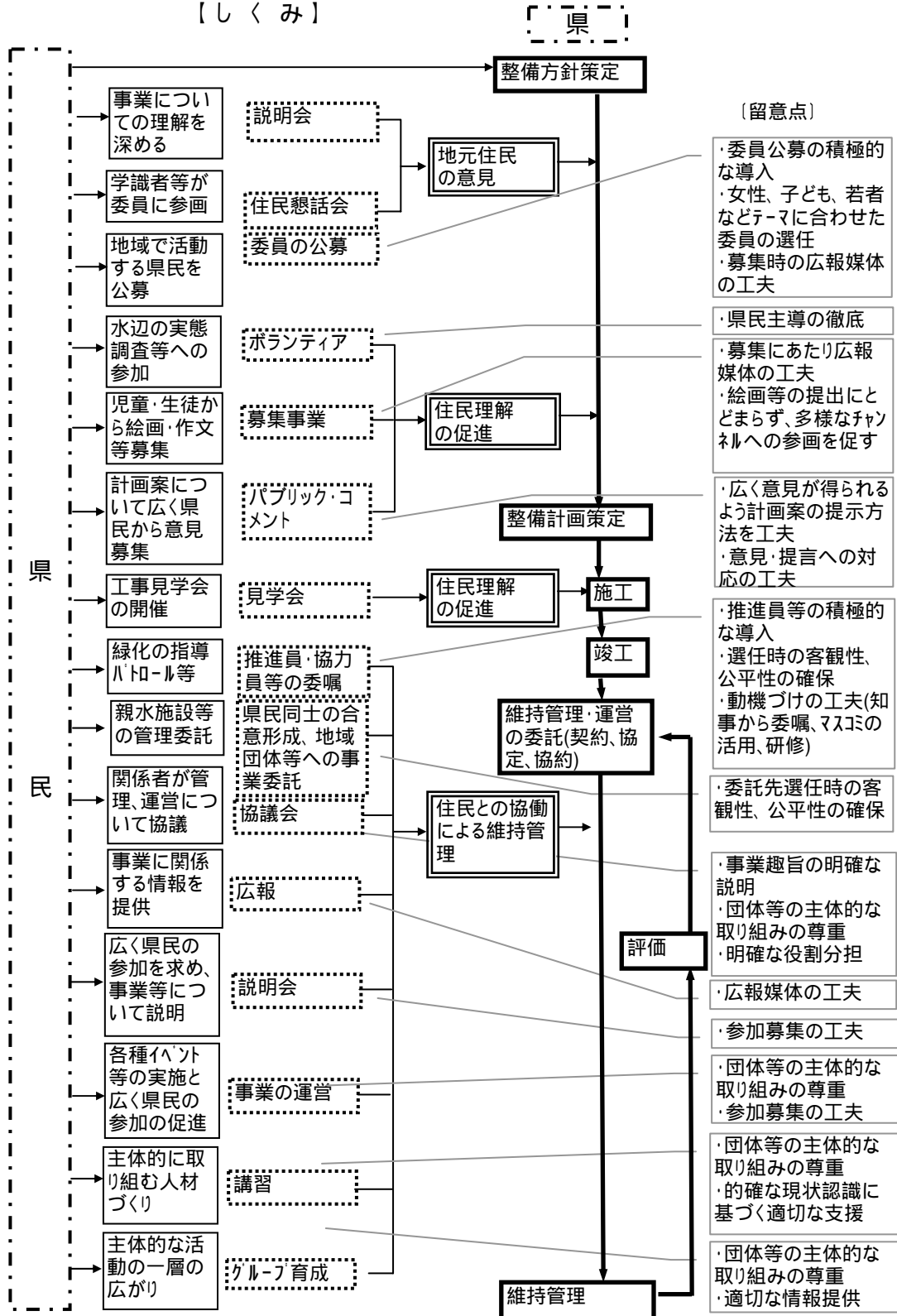




参画・協働型の公共空間の整備、管理の事例

道路、河川、公園等住民に身近な公共施設の整備に当たって、計画段階から地元住民の意見を反映する場を設けるほか、施工後の清掃や花の植栽など地元住民との協働の下で管理運営を行う。

河川整備へ県民が参画・協働する事例  
【しくみ】





平成 15 年度  
参画と協働関連施策の年次報告

平成 16 年 8 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
電話：078-362-4015

メールアドレス：[ks\\_sankaku@pref.hyogo.jp](mailto:ks_sankaku@pref.hyogo.jp)

ホームページ：

<http://web.pref.hyogo.jp/sankaku/index.html>